

# 青森県後期高齢者医療広域連合の給与等について

平成27年3月2日

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の給与と職員数などの状況についてお知らせします。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	453,252	29,684	14,903	3.3	3.8

(注) 市町村から派遣されている職員の人件費については、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・単身赴任手当は広域連合から直接支出されていますが、それ以外は派遣元から支出されています。派遣元から支出された人件費については、年度末に精算し人件費負担金として派遣元に支出しています。平成25年度の派遣職員人件費負担金額は114,166千円です。

### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)
	人	千円	千円	千円	千円
25年度	2	6,749	4,118	1,327	12,193

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。  
2 職員数には、市町村から派遣されている職員は含まれていませんが、職員手当には、市町村から派遣されている職員に支給された、通勤手当及び時間外勤務手当が含まれています。

### (3) 特記事項

#### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組		減額実施期間
全職員	給料等の9.71%～4.71%削減	平成25年7月～平成26年3月
	期末・勤勉手当の7.18%削減	
管理職の職員	管理職手当の10%削減	

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
60.9歳	298,450円	350,769円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における職員(市町村から派遣されている職員は含まれていません。)の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる管理職手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区分	広域連合	国
大学卒	174,200円	174,200円
高校卒	142,100円	142,100円

## 3 級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	0人	0.0%
2級	主事	0人	0.0%
3級	主査	0人	0.0%
4級	課長・主幹	1人	50.0%
5級	課長・副参事・主幹	0人	0.0%
6級	事務局長・課長	1人	50.0%
7級	困難な業務を所掌する事務局長	0人	0.0%
8級	特に困難な業務を所掌する事務局長	0人	0.0%

(注) 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

## 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広域連合	国
1人当たり平均支給額(25年度) 663千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (2) 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	1,131 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	57 千円
支給実績 (24 年度決算)	2,141 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)	107 千円

(注) 市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

## (3) その他の手当 (26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (25 年度 決算)	支給職員 1 人 当たり平均支 給年額 (25 年度決算)
扶養 手当	配偶者や子などを扶養している 場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 6,500円 (配偶者がいない場合11,000円) 1人目以降 1人につき 6,500円 子が満16歳~22歳の加算 5,000円	同		0 千円	0 円
通勤 手当	交通機関や自家用車などで通 勤することを常例としている 場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機 関利用の場合 最高 70,000円 自家用車など利用の場合 最高 46,000円	異なる	バスや電車な どの公共交 通機関利用 の場合の最 高額 (国は、 55,000円) 自家用車な ど利用の場 合の最高額 (国は、 24,500円)	1,716 千円	245,130 円
住居 手当	借家や借間の家賃を負担して 住んでいる場合に支給されま す。 最高 27,000円	同		0 千円	0 円
単身 赴任 手当	派遣されたことに伴い、配偶者 と別居して単身で生活すること となった場合に支給されます。 最高 68,000円	同		348 千円	348,000 円
寒冷地 手当	寒冷地に勤務する職員に支給 されます。 支給期間 11~3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		0 千円	0 円

休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給されます。 (支給額) 事務局長 48,200円 総務課長 34,900円 業務課長 54,000円 副参事 15,000円	異なる	(国の支給額は31,700～139,300円)	992千円	496,205円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 (勤務1回につき) 事務局長 7,000円 総務課長 6,000円 業務課長 8,500円 副参事 3,000円	異なる	(国は勤務1回につき、6,000円～12,000円)	0千円	0円

(注) 通勤手当については、市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

## 5 特別職の報酬の状況 (26年4月1日現在)

区 分	報酬 (年額)
広域連合長	60,000円
副広域連合長	47,000円
議 長	42,000円
副 議 長	35,000円
議 員	28,000円

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	公営企業等会計	その他	平成25年	平成26年		
公営企業等会計	公営企業等会計	その他	2	2	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 平成25年の職員数は、平成25年4月1日現在、平成26年は平成26年4月1日現在の人数です。

3 このほか、平成25年、平成26年ともに市町村から20名が派遣されています。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人 2	人 2